

元気で 100 歳！ みんなで学ぼう。体操しよう

介護予防出前講座

介護予防や高齢者福祉をテーマにした講話の講師や、ストレッチやバランス感覚、筋力などを向上させる運動の指導者を、みなさんのグループ活動の場に派遣します。

みなさんの活動が、より楽しく有意義になる講座をたくさんご用意しています。まずはご相談ください。

問合せ 介護福祉課 (42)8438

FAX (43) 5600



ところ 地域の自治会館、集会所、公民館など

※会場予約・使用料負担は各グループをお願いします。

対 象 65 歳以上の市内在住の人で構成されている 10 人以上のグループ

※⑥については、市内在勤・在学の人也可

申込み 2 か月前までに介護福祉課にご連絡ください。

	テーマ	所要時間	内容
①	介護予防を知ろう	90 分	介護予防や、介護が必要にならないようにするための予防法などを説明します。
②	お口の健康は、 体の健康につながっています	90 分	歯と口の働き、誤嚥性肺炎(細菌が唾液などとともに肺に流れ込んで生じる肺炎)の予防法、トレーニングなどを説明します。
③	高齢期の食生活を見直そう ～実は奥深い、 栄養面からの介護予防～	90 分	食事の摂り方や量、栄養バランス、生活習慣病の予防法などを説明します。
④	普段の体力を知ろう	90 分	握力測定や片足立ち、ロコモ度テストなどの体力測定を行います(定員 20 人)。
⑤	認知症サポーター養成講座	90 分	認知症の症状、早期診断・治療の重要性、認知症の人への対応方法などを説明します。
⑥	介護が必要になったら・・・ ～介護保険制度を知ろう～	60 分	介護保険制度の仕組み、介護認定の申請方法やサービス利用の方法などを説明します。
⑦	高齢者のための福祉サービス	30 分	紙おむつの支給や緊急時連絡システムなどについて説明します。
⑧	地域包括支援センターを ご利用ください	30 分	高齢者についての総合相談窓口である地域包括支援センターの役割や業務内容などを説明します。
⑨	高齢者虐待を防ごう	30 分	虐待とは何か、高齢者虐待を防ぐための対処法などを説明します。
⑩	地域みんなで支えあう 高齢者障害者 地域見守りネットワーク	30 分	日常生活の中で、声かけやさりげない見守りをする ことで、援助を必要とする人を効果的な支援につな げる高齢者障害者地域見守りネットワークの役割や 活用方法などを説明します。
⑪	体操の指導		
	体操を体験しよう講座	90 分	体験を希望する団体に、運動指導者を派遣します。
⑫	体操グループ立ち上げ講座※	90 分	これから新しく体操を始めようとしているグループ に、運動指導者を派遣します。参加者募集 やグループ運営の相談もお受けします。
⑬	体操グループ応援講座※	90 分	既に活動している体操グループに、運動 指導者を派遣します。

※⑫・⑬については、グループ活動の継続と自立に向けた支援を行います。



住宅リフォーム費用の一部補助

市では、市内の施工業者または設計業者に発注し、住宅リフォームをする場合に、その費用の一部を補助します。前期・後期に分けて受け付けします。

▼対象 つぎのすべての要件に該当する人

- ①市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住している
- ②市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- ③対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない
- ④対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼対象工事・設計 設計・工事費が200,000円以上(税抜き)で、平成29年4月1日以降に着工・着手し、平成30年2月28日までに完了するもの

※工事・設計が、すでに完了しているものは対象外

※市内施工業者・設計業者に発注したものが対象

- ・改築工事 住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事 住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え 住宅本体の修繕、模様替え
- ・設備工事 台所、浴室、洗面所、暖房・給湯機・省エネルギー設備
- ・公共下水道への接続工事

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。また、住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度があります。

▼補助額 工事、設計費(税抜き)の5%相当額

※1,000円未満切捨て。100,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)を持参の上、建築指導課窓口へ

前期／4月11日(火)から 後期／9月12日(火)から
問合せ 建築指導課 (43) 1111 内線 572・FAX(43) 7656

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助

市では、自然エネルギーを利用した太陽光発電システムを市内の戸建て住宅に設置する場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象 市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に初めて太陽光発電システムを設置し、つぎのすべての要件に該当する人

- ①平成29年4月1日以降に工事契約を締結し、平成30年2月28日までに工事が完了するもの
- ②市税などの滞納がない
- ③対象住宅や敷地が関係法令に違反していない
- ④対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない

※賃貸住宅および集合住宅の場合、太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合、法人が申請する場合は対象外

▼太陽光発電システムの条件

電力会社と電灯契約を締結し、系統連結をしていること、また、一定の認証、性能保証が確保されている未使用品を使用すること

▼補助額 太陽光発電システム1Kwあたり20,000円

※80,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 4月13日(木)から交付申請書に下記添付書類を添え、直接環境課窓口へ(郵送不可)

※申込みは、太陽光発電システムの工事着手前に行ってください。

▼添付書類

- ①工事内訳が明記された契約書(見積書)の写し
- ②設置工事着手前の現況写真
- ③設置する場所の略図
- ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤市税の完納証明書(税務課で発行)

問合せ 環境課 (48) 0331・FAX(48) 2226

合併処理浄化槽設置費用の一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、その費用の一部を補助します。

▼補助対象者

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽(7人槽以下)へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象外

▼補助対象地域

公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

▼補助限度額

・5人槽／592,000円 ・7人槽／646,000円

▼申込み

設置工事の着手前に所定の申請書(環境課窓口で配付)を直接環境課窓口へ(郵送不可)

※補助件数には限りがあります。

※そのほかの条件により、補助の対象とならない場合があります。

問合せ 環境課 (48) 0331・FAX(48) 2226

合併処理浄化槽で きれいな河川を守りましょう

みなさんの身の周りにある河川や池を汚す主な原因の1つは、生活排水です。

合併処理浄化槽は、くみ取り便槽や尿のみを処理する単独処理浄化槽と違い、台所やお風呂、洗濯など、みなさんの日常生活から出る生活排水も併せて処理します。そのため、大切な水環境を守る上で非常に効果的です。

○浄化槽の維持管理の徹底を!

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、それぞれ決められた時期に決められた回数行うことが必要です。

きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。